

【資料紹介】高山市の接收刀剣関連史料

南本 有紀

Introduction to new collectibles
: Documents related to confiscated swords in Takayama City

MINAMIMOTO Yuki

要旨 岐阜県博物館企画展「返還 30 年 岐阜の赤羽刀総覧 —美濃伝をたどる—」を契機に岐阜県博物館に寄贈された接收刀剣の関連史料（文書）を紹介する。この史料群は、第二次世界大戦後、日本の武装解除の一環として武器接收対象となりながら、所有者による所持保管が許可された刀剣（日本刀）に付随していた文書類である。具体的には、所持の許可に必要な伝来や由緒を説明する文書と役所の通達文であり、接收刀剣を巡る終戦直後の情勢を知る貴重な歴史資料といえる。これらの翻刻を行い、時代背景の解説並びに史料中の人名について解説を付した。

はじめに：接收刀剣類に関する史料について

岐阜県博物館において令和6年度春季企画展「返還 30 年 岐阜の赤羽刀総覧 —美濃伝をたどる—」(2024年4月20日～6月23日)を開催したところ、来館者より接收刀剣関連資料¹ 1件の寄贈を得た。当該資料群は、武器として接收対象でありながら、美術的価値や伝来等により美術工芸品（武器ではなく）として所有者による所持が認められた刀剣² 2振とその付随史料（鑑定書・通達文）である。

接收刀剣、中でも、いわゆる「赤羽刀」³については、冒頭の当館企画展の開催契機としたように日本政府を介した旧所有者への返還⁴から30年を経て、折に触れて各地で展示公開されているが、赤羽刀（実物の刀剣）以外の関連文書や記録については公開の機会が少ない⁵ように見受けられる。中でも、本件のような刀剣所有者に交付された通達等の具体例は、貴重な歴史資料群と思われるため翻刻して紹介することとする。

紹介する史料は、表1（発行年順）の通りである。以下にその翻刻を掲げ、若干の説明と関連情報を記して大方の閲覧に供する。翻刻に当たり、読みやすいようにカタカナをひらがなに、旧字体を新字体に変換し、適宜、[]内に補注を付した。また、個人情報は伏せている。なお、いずれも縦書きの原文を横書きに表記した。

図1 企画展における接收刀剣等の展示のようす



表1 史料一覧（作成年代順）

No.	史料	差出	時代	備考
1	刀 銘 備州長船住景光 添状	本阿弥光美	昭和10年 1935/10/18	呪符が 付属
2	刀 銘 備州長船住景光 由来書	井下一三	昭和21年 1946/1/26	謄写版
3	保管許可刀剣及猟銃ノ取扱ニ 関スル件	高山警察署長	昭和21年 1946	活版
4	保管許可刀剣及び猟銃の取扱 ひに就いて	高山警察署長	昭和21年 1946/12	謄写版
5	脇差 銘 金房隼人丞正真 合格証	岐阜県刀剣審 査委員会	昭和24年 1949/8/2	謄写版
6	美術刀剣類の登録について	高山市教育委 員会教育長	昭和26年 1951/3/16	謄写版

史料1：刀 銘 備州長船住景光 添状

景光
たらちねの面影みつる夕がほに
思ひますみの鏡ならねど
号 桑名景光
御伝来の大刀直鑑
□□候処拵付にて
長式尺式寸壱分銘は備州
長船住景光と刻し有り
出来健全に美事なる
御刀元より門外不出の
宝なれば代金を定るには

【資料紹介】高山市の接收刀剣関連史料

不及候 是を大切に永く
子孫に御伝えなほ十分候
此刀崇 [崇刃] りをなす由なれ共国と
人とを守護する日本刀が崇 [崇刃] を
なす理は毛頭無く候而て
為念 [図 ※九字 (ドーマン)] 九字相切申し候
条にて決て崇 [崇刃] りある間違候へば
ご安神 [心] なさる可共右御希
望に従ひ一札極認め

畢

恐惶謹言

昭和拾乙亥歳

拾月拾八日

本阿弥二良三郎

光美 [(花押)]

〔氏名〕殿

史料2：刀 銘 備州長船住景光 由来書

由来書

本籍 岐阜県高山市大字山田 [以下略]

現住所 全上

戸主 [(氏名)]

明治三十五年九月六日生

由来

一、刀剣作者名 備州長船住景光

一、刀身長さ 二尺二寸三分

一、外装 古式拵付

一、保管系統 藤助…孫兵衛…梅之助…井下

〔(名)〕…井下〔(名)〕…井下〔(名)〕

右刀剣は保管系統の通り先祖伝来の家宝として今日迄保管致し居るものに御座候

其の間如何なる事之有候も門外不出の家宝と言ひ伝え之有候条只の一度も家外に持ち出したる事之無く丁重に保管仕り今日に至りたるものに御座候

右

昭和二十一年一月二十六日

〔氏名〕

史料3：保管許可刀剣及び猟銃の取扱ひに就いて

保発第 号

昭和二十一年 月 日

高山警察署長

各所有者殿

保管許可刀剣及猟銃の取扱ひに関する件

ポツダム宣言に基き曩に発せられたる武器引渡命令に対する緊急措置に依り各自に於て保管することを許可せられたる刀剣及猟銃は刀剣に付ては美術品又は美術的価値高きもの、国宝又は之に準ずるもの及家宝たるもの等を条件としこれを連合軍係官に於て厳重審査鑑定により

許可せられ、猟銃に付ては職業的狩猟者又は有害鳥獣駆除のため所持を必要とするものに対し許可せられ他は連合軍に於て引取れたるものなるを以て許可せられたるものと雖も今後又如何なる命令あるやも計り難きに付左記により之を取扱ひ厳重保管方留意相成度

記

一、 保管上の注意

保管許可せられたる趣旨を体し移動並に譲渡、盗難、所在不明等の事故なきを期すること

但し真に已むを得ざる場合は次の措置を講ずること

(一) 移動せんとする場合の措置

転居等により已むを得ざる事由に依り其の所在場所を移動せんとするときは事前に左記事項を記載し高山警察署長宛届出諒解をうくること

(届出書記載事項)

- 1、 所在者の住所、職業、氏名、年齢
- 2、 移動先
- 3、 移動せんとする刀剣及猟銃の種類 (銘)、数量
- 4、 移動事由

(二) 譲渡せんとする場合の措置

許可名義人死亡等真に已むを得ざる事由に依り譲渡せんとする場合は事前に左記事項を記載し高山警察署長宛届出諒解を受くること

(届出書記載事項)

- 1、 譲渡人の本籍、住所、職業、氏名、年齢
- 2、 譲受人の本籍、住所、職業、氏名、年齢
- 3、 譲渡せんとする刀剣類及猟銃の種類 (銘)、数量
- 4、 譲渡せんとする事由

(三) 盗難等の事故の発生したる時の措置

直ちに左記事項を警察署長宛届出ること

- 1、 所有者の本籍、住所、氏名、年齢
- 2、 事故発生の年月日時
- 3、 事故発生の刀剣類及猟銃の種類、数量等
- 4、 事故発生の模様等

二、 其他留意事項

- 1、 保管許可證は臨検等ありたる場合之が證明をなすべきものに付紛失するが如きことなき様保管許可刀剣又は猟銃と一緒に保管し置くこと
- 2、 本注意書に前記各種の手續の過誤なからしむるため保存し置くこと

史料4：保管許可刀剣及猟銃ノ取扱ニ関スル件

昭和二十一年十二月

高山警察署長

〔氏名〕 殿

銃砲等所持者殿

高山市教育委員会教育長 山下泰助⁶

保管許可刀剣及び猟銃の取り扱いに就いて

昭和二十六年三月十六日

貴殿が許可を受け保管所持されている刀剣類又は猟銃は御承知の通り銃砲等所持禁止令に依り特に保管所持することを許可されたものでありますから今後色々手続きなどを怠ると重い罰を受けなければならないことがありますから次の諸注意事項を充分守って下さい

二六教第二八五号

銃砲刀剣類等所持取締令の施行に伴う美術刀剣類の登録について

昭和二十五年五月二十九日連合軍最高司令官から日本政府あてに発せられた「日本民間人所有の武器引渡に関する件」の覚書に基づいて従来の銃砲等所持禁止令が廃止され同年十一月十五日新に銃砲刀剣類等所持取締令の制定公布をみ同令の施行に伴う文化財保護委員会規則が施行される運びとなった

◎注意事項

従来公安委員会のもとで許可制がとられていた美術的価値のある刀剣類及び火なわ銃式火器の取扱は文化財保護委員会の登録制に改められその事務は都道府県の教育委員会が取扱うこととなった（高山市内のものについては高山市教育委員会が事務を取りつぐ）

一、 県から交付された許可証は現品と共に盗難や紛失などの事故のない様厳重に保管して置くこと

二、 次の様な場合は速やかに所在地の警察署を経由で知事に届出て下さい

就ては従来所持許可のあった貴殿所持の銃砲刀剣類は昭和二十六年三月三十一日までに旧許可証を登録証に書換を申請しなければ所持出来ないことになったから三月末日までに必ず書換申請書（同封のもの）を市教育委員会事務局え^{〔〒〕}提出されたい 旧許可証は書換申請書の裏面に貼布^{〔〒〕}して下さい

1 許可を受けて保管中の銃砲等（刀剣類や猟銃等）を盗まれたり所在不明にしたとき

2 許可証を紛失したりひどく破らかしたりしたとき

3 許可を受けている者が其の本籍や住所氏名に異動があったとき

4 所持許可の理由がなくなったり或は銃砲等が悪くなって棄てき〔擲〕するとき

5 許可を受けているものが死亡したり或は之を他人に譲り渡さんとするとき

三、 今後色々の手続きを為す場合書類の書き方などで判らないことは警察署の公安保へ遠慮なく御尋ね下さい

旧許可証亡失等の場合は登録証亡失届出書及び再交付申請書により申請書を作成の上申請のこと（様式は当事務局にあります）

四、 この注意書は許可証や現品（刀剣或は猟銃等）と共に保管して置いて下さい

尚新たに発見された刀剣は市公安委員会に届出ると共に美術品若しくは骨とう品として価値のあるものとして登録を受けたいものはその手続きをされたい（用紙は当事務局にあります）

史料5：脇差 銘 金房隼人丞正真 合格証

合格証

刀剣の名称 日本刀

銘 金房正真

刃渡り 壹尺貳寸五厘

所有者の住所氏名〔省略〕

右は本会における刀剣審査の結果美術刀剣として合格したことを証する

昭和二十四年八月二日

岐阜県刀剣審査委員会

委員 羽根田慶次郎〔印〕

尾関憲司〔印〕

史料6：美術刀剣類の登録について

山田町

補足説明

ここで、紹介した史料について時代背景等、若干の説明を付し、史料中の人名について解説する。

最初に、接收刀剣について略述する。接收刀剣は、端的にいっていわゆる「美術刀剣⁷」の発端であり、鑑賞対象となる美術工芸品としてのみ登録により所持を許される現在の日本刀（刀剣）の在り方を規定しているといえる点でその経緯は重要である。なんとすれば、美術品としての日本刀（美術刀剣）の歴史は百年に満たず、当然のことながら、本来の刀剣は大部分の時代において武器（武用刀）であり、実用品であった。ところが、第二次世界大戦後、日本の武装解除の一環として接收された武器類中、刀剣⁸は、美術・歴史的価値を高く評価され

る一点を以て処分（廃棄）を免れた。皮肉なことに、かつて利剣と誉めそやされ、重視された武器としての機能（殺傷能力）は、保存のためには、却って障害になったのである。

「武器ではなく美術品」として善意の民間人が所有する骨董的価値のある刀剣たる「美術刀剣」は審査を経て所持を許可⁹されるのが、現在に至る日本刀の在り方である。本稿で紹介した史料は、その形成を跡付ける具体例として貴重といえよう。

現在の刀剣登録制度が確立するまでの道筋を時系列で整理すると、以下の通りである。昭和 20 年（1945）8 月（または 9 月¹⁰）、日本国降伏を受けて連合国の武器引渡命令が出された。この命令の対象には、当初、日本刀が含まれていたが、10 月、審査を経た美術刀剣は保管を認める方針に改まり、現物の提出ではなく、国家地方警察（国警、現警視庁・都道府県警察）に届出の上、指示を待つよう通達があった¹¹。国警を通じて収集された刀剣は、同 21 年（1946）2 月下旬～3 月下旬、東京国立博物館に搬入され、5 月、勅令第 300 号銃砲等所持禁止令（のち銃砲刀剣等所持取締令）に定める刀剣審査委員が同年 10 月を期限に審査し、合格したものについて旧所有者への返納のため日本政府へ返還されたのである。先走ると、これら接收刀剣類は、しかしながら、大半が元所有者不明のため返却不能となり、終戦 50 年の平成 7 年（1995）「接收刀剣類の処理に関する法律」によって日本国に帰属ののち、全国の公共博物館等に無償譲渡され、のちに赤羽刀と呼ばれるようになった。

さて、本稿紹介史料を見ると、昭和 21 年 8～10 月の刀剣審査以前にも、都道府県国家地方警察（国家公安委員会、現都道府県警）で審査に合格した刀剣は所有を許可されていたことが史料 3・4 から窺える。史料 1・2 は、審査の参考資料として所有者が提出したものであろう。刀剣審査委員会の合格基準は、1「美術的価値のあるもの」のほか、2「個人の一生を飾る思い出のもの」、3「歴史、宗教上の貴重なる資料となるもの」¹²も含めており、ときに真贋¹³や市場価値にこだわらない審査規定¹⁴であった。極論すると、贋物や偽銘であっても家宝等の由緒を伴えば、美術刀剣と認められたと推察される。本稿の接收刀剣の所持許可理由もまた、刀剣審査委員会の審査基準 2 に該当すると思われる。

刀剣登録制度については、昭和 25 年（1950）5 月、占領軍「日本民間人の武器引渡し指令に関する覚書」により、武器等の私有は原則禁止・例外許可の方針はそのままに取締責任と権限が日本政府に委譲された。これに

よって銃砲等所持禁止令を廃止、銃砲刀剣類等所持取締令が制定され、火縄銃式火器と美術刀剣は文化財保護委員会の登録制に変更された（狩猟用の銃砲等は公安委員会の許可制）。史料 6 はその通達である。ちなみに、現在も刀剣の所持は銃砲刀剣類所持等取締法（1958 年 3 月公布、同年 4 月施行）による登録制となっている。

次節からは史料に登場した 3 人の人物について概述する。人名の後の〈 〉内は記載のある史料を、文中の（ ）内には文末の文献リストから典拠を示した。

人物調査① 本阿弥光美

本阿弥光美〈史料 1〉は、明治 8 年（1875）長野県生まれの刀剣鑑定家。大日本刀剣研究会を主宰。本名柳原満孝、二良（郎）三郎と称した（表 2⑥⑩⑪）。昭和 4 年（1929）大日本刀剣研究会から『古刀押形』（同⑦⑮）、同 8 年（1933）『鑑定秘訣・刀剣と日本魂』（同⑩）を刊行。本阿弥光遜（1879-1955）に師事（同⑫⑬⑭¹⁵）し、のち光遜（水戸本阿弥光賀系）とは別系統（光味系）の本阿弥孝琴家を相続して、本阿弥光美を名乗った（同⑰）。満州事変前後の刀剣熱勃興により「新たに廃絶した（※引用者注…本阿弥諸）家を起して本阿弥姓を名乗り、刀剣鑑定を以つて職業となす」「新興本阿弥」（同⑱）のひとり。昭和 8 年当時、本阿弥姓を名乗る鑑定家は光遜・光美のほか、弥三郎（光味系）・日洲（光意系、重要無形文化財保持者）の 4 人がおり（同⑧）、いずれも本阿弥本家の出ではない。「本阿弥光美氏鑑定料」は、「鑑定小札 金 3 円、鞘書 10 円、折紙 20 円」と、自らの師匠であり、日本刀研究会を主宰し刀剣研究者として著名な光遜より安価な料金設定¹⁶（同①）である。

日中戦争で軍刀需要が増大した昭和 10 年（1935）3 月に詐欺事件¹⁷に加担して警視庁に留置。事件を報じた記事¹⁸によれば、偽銘を切った廉価な現代刀に鑑定書を付けて売りさばく、刀工・銘切職人・鑑定家・刀剣商による詐欺グループの一員であったとみられる。事件を受けて、「本阿弥光美氏の鑑定は此後御引受致さず」（同②）と冷遇されたが、戦前戦中当時、光美の小札・金粉銘のある多くの刀剣が売買¹⁹されており、「他にもインチキ鑑定証が多数介在」²⁰していたと思われる。

史料 1 は、その多数流通した光美鑑定の一例であろう。前述の詐欺事件より間もない同年 10 月に作成されたもので、事件の余波を受けてか、添状形式としては変則的、かつ、明確な真贋判定（鑑定・極め）を避け、代付け（評価額）も記していない。

「東海筋より伊勢路に掛けて大に活躍」（同⑫）、各地

で鑑賞会を実施(同⑩)する鑑定稼業の傍ら、素人離れた器用人で強壯剤や白髪染め、不老長寿薬を自作して知己に配る、「実に話術がうまい」「なかなか面白い」(同④⑥)人物であったらしいが、晩年の経歴・没年は不詳である。

人物調査② 羽根田慶次郎

羽根田慶次郎(史料5)は岐阜県²¹の刀剣商(表3⑦)。日本刀鍛錬伝習所・大日本刀匠協会・日本刀学院を創立し、日本刀振興に尽力した政治家で刀工の栗原彦三郎(刀匠銘昭秀)(1879-1954)の、地方における支援者のひとり。栗原の主宰した雑誌『日本刀及日本趣味』にしばしば登場(同①②③④⑤⑥⑦)し、古名刀対抗新作刀刃味試合(新作刀剣の試し切り)に参考出品したり、新日本刀展覧会(新作刀剣のコンクール)の役員を務めたりした。栗原の岐阜県訪問を機に結成された志津兼氏顕彰会²²にも名誉顧問として参加(同⑥)。

第二次世界大戦後の接收刀剣類(いわゆる赤羽刀²³)の日本政府返還時、勅令第300号銃砲等所持禁止令に伴う刀剣審査委員会の委員60人(別に委員長1名²⁴)の一員としてリストの55番目に挙げられている(同⑧⑨⑩²⁵⑪)。ちなみに次節の尾関憲司は51番目に名を連ねる。ともに、昭和21年(1946)当時「最も権威ある刀剣審査委員」(同⑧⑨⑩⑪)と目されていたと思しい。生没年未詳ながら昭和46年(1971)時点で故人(同⑩)。

史料5の「岐阜県刀剣審査委員会」については詳細不明。岐阜県内において、刀剣鑑定書を発行していたと推察される。史料5は、接收を免れる根拠文書として他にも発行されたと見られるが現存は本書のみか。

人物調査③ 尾関憲司

尾関憲司(史料5)は明治29年(1896)岐阜県関市生まれ、岐阜市在住の刀剣商(表4①③④)、美濃古陶コレクター(同⑫)、愛石家(同⑬⑭)。岐阜無尽(のちの十六銀行)²⁶勤務のち第二次世界大戦中の日本刀需要の勃興に乗じて刀剣商を開業。刀剣報国のため日本刀を毎年警察に寄付して岐阜警察署地方警視より感謝状授与、日本刀振興に寄与して大日本刀匠協会より表彰(同④)。昭和11年(1936)大日本刀匠協会愛刀週間準備委員(同②)。前節の羽根田慶次郎とともに昭和21年(1946)勅令第300号の刀剣審査委員会委員のひとりに挙げられている(同⑦)。同26年(1951)銃砲刀剣類所持等取締法銃砲刀剣類登録規則の刀剣審査委員(現登録審査委員)(同⑤)。日本陶磁協会岐阜支部・美濃古陶会(1950年設立)・

岐阜石友会を主宰(同⑥⑯⑰⑱)、日本陶磁協会岐阜支部は支部長(同⑲)・事務局長(同⑳)、岐阜石友会は会長・副会長(同⑧⑨⑬⑭)を務めた。

ちなみに、父・準次は吉田倉庫銀行(のち十六銀行に買収²⁷)設立時の役員で武儀郡吉田村(現関市)の村議・郡議。養子・政香は靖国神社(東京都千代田区)境内にあった日本刀鍛錬会(1933-45)鍛錬所の最初の研磨工(専属研師)であったが、満州事変に際し召集され出征²⁸(同⑥)、終戦後の経歴不詳。

憲司の刀剣商は戦後まもなく廃業(同⑳)し、以後は「この世界にこの人ありと知られた蒐集家」(同㉑)として名を馳せ、愛蔵する古陶や水石の刊行物取載も多い(同⑨⑳など)。茶人でもあり(同⑨)、社交的な趣味人であったようだが没年未詳。昭和56年(1981)文書群を岐阜県歴史資料館に(同④)、同57年(1982)桃山古陶を岐阜市歴史博物館に²⁹寄贈。

謝辞

末尾ながら、冒頭に挙げた企画展会期中、岐阜県博物館で本稿紹介の資料一群を展示する許可をいただき、のち寄贈賜りました寄贈者と関係各位にお礼申し上げます。

併せて、寄贈者のご家族をはじめとする関係各位の、重代の刀剣を存続させるべく労せられた多大な努力に敬意を表します。

¹ 本稿における史料/資料の使い分けについては、史料は「歴史研究の素材となる文献、遺物、文書、日記、伝承、絵画、建築などの総称」、資料は「それを使って何かをするための材料。特に、研究や調査などのもとなる材料」(日本国語大辞典)であることから、文書を「史料」「史料群」、実物資料(刀剣)を含む全体を「資料」「資料群」とする。

² 本稿では、「日本刀」を指す用語として博物館等によく使用されている「刀剣」を主に用いる。但し、「刀剣」には「日本刀」以外の刃物も含有される場合があるため、より厳密に規定すべき文意によっては「日本刀」と記述する。

³ 赤羽刀については以下を参照。

森良雄『日本刀受難記』星雲社、1998年

また、本稿でも後述している。

⁴ 第二次世界大戦後に一旦占領軍に接收されたのち、日本政府に返却されたものの所有者不明で塩漬け状態となっていた接收刀剣類が、終戦50年の平成7年(1995)に「接收刀剣類の処理に関する法律」によって国帰属が確定し、国から全国の公立博物館等に公開等を条件に無償譲与された。

⁵ 備前長船刀剣博物館(岡山県瀬戸内市)特別展「赤羽刀とたどる戦後の刀剣史」(前期2023年9月16日～10月9日・後期10月14日～11月19日)では若干の資料

がパネルで紹介されていた。

6 昭和 22 年（1947）高山市第三中学校（現高山市立中山中学校）校長、高山市教育課長を経て、25 年（1950）高山市教育長に就任。古川尋常高等小学校（現飛騨市立古川小学校）、大名田第一尋常高等小学校（現高山市立山王小学校）等に勤務、美術教育の専門家。退職後は高山幼稚園長、高山文化服装学院長。以下を参照。

『高山市史』上,高山市,1952. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/3020125> (参照 2024-12-08)

高山市 編『高山市史』第 1 巻,高山印刷,1981.5. 国立国会図書館デジタルコレクション

<https://dl.ndl.go.jp/pid/9538599> (参照 2024-12-08)

高山市 編『高山市史』上巻,高山印刷,1981. 国立国会図書館デジタルコレクション

<https://dl.ndl.go.jp/pid/9538597> (参照 2024-12-08)

学校美術協会 編『郷土化の図画手工』,学校美術協会出版部,昭和 6. 国立国会図書館デジタルコレクション

<https://dl.ndl.go.jp/pid/1118622> (参照 2024-12-08)

『手工研究』(10 月号)(195),日本手工研究会,1936-10. 国立国会図書館デジタルコレクション

<https://dl.ndl.go.jp/pid/1595107> (参照 2024-12-08)

7 「日本刀はむかしから美術品」と実用品に分別されてきた。「工芸品として認められてはいた」が「美術という形で認識されてたわけじゃな」かったが、接収刀剣を巡る所持許可の過程で「一般に美術刀剣という言葉が大流行となった」。(佐藤寒山、柴田光男「座談会 現代刀剣史話」(柴田光男、大河内常平『趣味の日本刀 新訂増版』雄山閣出版、1971 年))

史料 5・6 に「美術刀剣」の用例がある。

8 連合国軍最高司令官指令第 1 号・第 6 項「一切の戦争用具・資材等は現状で保全すること」、第 8 項「武器等の製造および配分は直ちに終止すること」、第 11 項「民間の武器を接収して、引き渡しの準備をすること」とあり、一般命令第 1 号の「武器」に刀剣を含むかは「刀および剣は、武器という語の本来の定義に含まれる」とされた。

(森良雄『日本刀受難記』星雲社、1998 年)

9 制度の制定と実務に寄与した日本美術刀剣保存協会草創期を記述した以下に詳しい。

佐藤寛一『刀剣鑑定手帳』日本美術刀剣保存協会、昭和 30 年

10 8 月 15 日 (のち「終戦の日」) 玉音放送でポツダム宣言受諾(無条件降伏)と日本の降伏が国民に公表され、9 月 2 日 (または 3 日) ポツダム宣言の履行等を定めた降伏文書(休戦協定)に日本政府が調印。

11 前掲 8 引用文献を参照。

12 前掲 9 引用文献を参照。

13 「美術的、骨董的価値の有無判断は(所有者)本人に委せられるから(中略)本人にとって由緒ある刀剣であれば自宅保管ができる」(前掲 7 の引用記事より)。

14 届出による保管許可基準は、「美術的価値が大きい」こと、「高度の記念品」であることであった(前掲 7 の引用文献)。「高度の記念品」として、嫁入り刀、家族の形見、卒業記念品等を例示。

15 ⑬⑭は⑫の再版。

16 「本阿弥光光遜先生鑑定料：鑑定小札 5 円、鞆書 15 円、添状 15 円以上、折紙 25 円、金粉銘入 15 円、朱粉銘入 10 円」

敬称(氏、先生)にも格差が見られる。

17 この事件とは別件か、「先年も不都合を働いて大阪の

梅ヶ崎署に勾引せられた」(表 1 ⑨)とも。この引用文献の刊行年は昭和 13 年(1938)。

18 『日本刀時代』につけ込む刀剣偽造団捕縛：鑑定家本阿弥光美も一役

<https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/np/0100281084/>

「神戸大学新聞記事文庫」犯罪・刑務所および免囚保護(6-47)第 6 巻 記事番号 47 大阪毎日新聞 1935.3.13 (昭和 10)

19 藤代月報(4 月号)(117)(藤代義雄, 1934-04)

藤代月報(8/9 月号)(121),(藤代義雄, 1934-09)

藤代月報(12 月号)(124)(藤代義雄, 1934-12)

いずれも国立国会図書館デジタルコレクションを閲覧。

事件後は「本阿弥光美の山城大掾重の鑑定小札附(間違ひありません)」の注記が付された(表 1 ③)。

20 前掲 17

21 前掲 7 座談会議事録の表記による。

22 『志津三郎兼氏：勤皇刀聖 志津三郎兼氏建碑記念誌』,志津三郎兼氏顕彰会,1955. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/2476447> (参照 2025-01-11)には、顧問として掲載。肩書は「美術品鑑定家」とある。

23 経緯は以下に詳しい。

本間薫山、佐藤寒山「いわゆる赤羽刀の発端から現状まで」(『刀剣美術』97 号、1965 年 2 月)のち『刀剣美術』467 号、1995 年 2 月に再録。

山中貞則、鈴木嘉定、平井松葉、小笠原信夫、田野辺道宏「赤羽刀座談会」(『刀剣美術』467 号、1995 年 2 月)

土子民夫『戦後日本刀事件史』山と溪谷社、2023 年

24 薫山本間順治(1904-91)。

25 表 2 ⑩は⑨の再版。

26 一般社団法人全国銀行協会 銀行変遷史データベース

https://s-opac.net/Opac/OuE-_cBuDY2FFDpl1TgIkz-R2Co/8DSRA00MgJu_xL1rsZU_yu2e2d/description.html

27 前掲 26

https://s-opac.net/Opac/OuE-_cBuDY2FFDpl1TgIkz-R2Co/-DQiefLOu7NA2coBcB8oouWaQ7/description.html

28 昭和 12 年(1937)3 月ころ入会、翌 13 年 8 月召集入隊、終戦により退会。(トム岸田『靖国刀 伝統と美の極致』雄山閣出版、1998 年)

29 岐阜新聞朝刊 1982 年 4 月 27 日、市内版 p14

「古陶寄贈の尾関さんに紺綬褒章伝達」

記事によれば、元市統計協会副会長。

表2 関連文献リスト：人物調査① 本阿弥光美

- ① 『藤代月報』(1月号)(125),藤代義雄,1935-01. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1522172> (参照 2024-11-16)
- ② 『藤代月報』(3月号)(127),藤代義雄,1935-03. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1522174> (参照 2024-11-16)
- ③ 『藤代月報』(3月号)(139),藤代義雄,1936-03. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1522187> (参照 2024-11-16)
- ④ 『刀剣史料』(56),南人社,1963-07. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/3558866> (参照 2024-11-14)
- ⑤ 『刀剣史料』(12),南人社,1959-12. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/3558836> (参照 2024-11-16)
- ⑥ 『刀剣史料』(4),南人社,1959-04. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/3558828> (参照 2024-11-16)
- ⑦ 『山梨県立図書館蔵書目録』[第5](樋貝文庫編),山梨県立図書館,1955. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1707168> (参照 2024-11-14)
- ⑧ 川口陟 著『刀の手引』,南人社,昭和8. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1209084> (参照 2024-11-16)
- ⑨ 小泉親治 著『軍刀』,東京水交社,昭13. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1239142> (参照 2024-11-16)
- ⑩ 『刀剣と歴史』(599),日本刀剣保存会,1994-05. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/7901293> (参照 2024-11-16)
- ⑪ 『刀剣と歴史』(545),日本刀剣保存会,1985-05. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/7901239> (参照 2024-11-16)
- ⑫ 本阿弥光遜 著『刀剣鑑定秘話』,金竜堂,昭和17. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1125197> (参照 2024-11-16)
- ⑬ 本阿弥光遜 著『刀談片々』,南光社,昭11. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1256603> (参照 2024-11-16)
- ⑭ 雄山閣編輯局 編『日本刀剣の研究』第2輯,雄山閣,昭和10. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1213293> (参照 2024-11-16)
- ⑮ 『山梨県立図書館蔵書目録』第4巻(芸術・語学・文学 昭和47年3月31日現在),山梨県立図書館,1975. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/12280435> (参照 2024-11-16)
- ⑯ 『東京長野県人録：附・県人会発達史』,長野県人東京联合会,昭和12. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1029369> (参照 2024-11-16)
- ⑰ 長野県誌編纂所 編『躍進長野県誌』,本所出版部,昭和14. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1032047> (参照 2024-11-16)

表3 関連文献リスト：人物調査② 羽根田慶次郎

- ① 『日本刀及日本趣味』5(1),中外新論社,1940-01. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1530869> (参照 2024-11-14)
- ② 『日本刀及日本趣味』6(3),中外新論社,1941-03. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1530875> (参照 2024-11-14)
- ③ 『日本刀及日本趣味』7(3),中外新論社,1942-03. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1530887> (参照 2024-11-14)

【資料紹介】高山市の接收刀剣関連史料

- ④ 『日本刀及日本趣味』 7(8), 中外新論社, 1942-08. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1530892> (参照 2024-11-14)
- ⑤ 『日本刀及日本趣味』 8(3), 中外新論社, 1943-03. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1530898> (参照 2024-11-14)
- ⑥ 『日本刀及日本趣味』 8(10), 中外新論社, 1943-10. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1530905> (参照 2024-11-14)
- ⑦ 『日本刀及日本趣味』 9(6), 中外新論社, 1944-07. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1530913> (参照 2024-11-14)
- ⑧ 佐藤貫一 著『刀剣鑑定手帖』, 日本美術刀剣保存協会, 昭和 30. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/2526810> (参照 2024-11-14)
- ⑨ 大河内常平, 柴田光男 共著『趣味の日本刀』, 雄山閣出版, 1969. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/12424666> (参照 2024-11-14)
- ⑩ 柴田光男, 大河内常平 共著『趣味の日本刀』, 雄山閣出版, 1971. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/12424687> (参照 2024-11-14)
- ⑪ 光芸出版編集部 編『刀屋入門：売り方買い方』, 光芸出版, 1979.2. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/12424766> (参照 2024-11-14)

表4 関連文献リスト：人物調査③ 尾関憲司

- ① 『岐阜県商工産業人名大鑑』 商工編, 愛岐通信社, 昭和 10. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1057233> (参照 2024-11-17)
- ② 『日本刀及日本趣味』 (11 月號), 中外新論社, 1936-11. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1530841> (参照 2024-11-17)
- ③ 交詢社 編『日本紳士録』45 版, 交詢社, 昭和 16. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1071141> (参照 2024-11-17)
- ④ 伽藍康裕 編『興亜日本建国史』 第 4 卷 (中部大観), 日本同盟通信社, 昭和 16. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1109273> (参照 2024-11-17)
- ⑤ 大蔵省印刷局 [編]『官報』 1951 年 04 月 07 日, 日本マイクロ写真, 昭和 26 年. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/2963820> (参照 2024-11-17)
- ⑥ 日本陶磁協会 [編]『陶説』(18), 日本陶磁協会, 1954-09. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/7912015> (参照 2024-11-17)
- ⑦ 佐藤貫一 著『刀剣鑑定手帖』, 日本美術刀剣保存協会, 昭和 30. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/2526810> (参照 2024-11-17)
- ⑧ 村田圭司 編『百人百石：探石のコツ』, 徳間書店, 1963. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/2502279> (参照 2024-11-16)
- ⑨ 高間新治 写真 ほか『図鑑揖斐川石』, 輯斐川愛石会, 1963. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/8312661> (参照 2024-11-16)
- ⑩ 徳間書店編集部 編『原色日本水石図鑑』, 徳間書店, 1964. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/8799773> (参照 2024-11-16)

- ⑪ 『日本・石めぐり・シリーズ』第2輯,樹石社,1964. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/2506243> (参照 2024-11-16)
- ⑫ 全国石の趣味会 編『原色水石図鑑』,徳間書店,1965. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/8799774> (参照 2024-11-16)
- ⑬ 全国樹石会 編『現代愛石講』66,樹石社,1966. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/2511431> (参照 2024-11-16)
- ⑭ 全国樹石会 編『日本の石』西日本篇,樹石社,1966. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/2510800> (参照 2024-11-17)
- ⑮ 日本陶磁協会 [編]『陶説』(161),日本陶磁協会,1966-08. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/7912148> (参照 2024-11-16)
- ⑯ 日本陶磁協会 [編]『陶説』(162),日本陶磁協会,1966-09. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/7912149> (参照 2024-11-16)
- ⑰ 日本陶磁協会 [編]『陶説』(165),日本陶磁協会,1966-12. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/7912152> (参照 2024-11-16)
- ⑱ 村田圭司 等著『石の事典 : 水石盆石』,立風書房,1967. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/2514380> (参照 2024-11-16)
- ⑲ 日本陶磁協会 [編]『陶説』(169),日本陶磁協会,1967-04. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/7912156> (参照 2024-11-16)
- ⑳ 岐阜県百科事典制作委員会 著『岐阜県百科事典』上,岐阜日日新聞社,昭和 43. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/3449173> (参照 2024-11-17)
- 21 岐阜県百科事典制作委員会 著『岐阜県百科事典』下,岐阜日日新聞社,昭和 43. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/3449175> (参照 2024-11-17)
- 22 黒田領治 著『古今の名碗』,雄山閣出版,1968. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/12665940> (参照 2024-11-16)
- 23 『茶碗と私』,光芸出版,1968. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/2516735> (参照 2024-11-16)
- 24 日本陶磁協会 [編]『陶説』(192),日本陶磁協会,1969-03. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/7912179> (参照 2024-11-16)
- 25 小森松庵, 黒田陶々庵, 伊東祐淳 監修『皿と私』,光芸出版,1970. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/12424881> (参照 2024-11-16)
- 26 『ぐい呑み楽し』,光芸出版,1971. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/12682749> (参照 2024-11-16)
- 27 光芸出版 編『現代陶芸の旅 : 作家名鑑』,光芸出版,1971. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/12416983> (参照 2024-11-16)
- 28 日本陶磁協会 [編]『陶説』(215),日本陶磁協会,1971-02. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/7912202> (参照 2024-11-16)
- 29 日本陶磁協会 [編]『陶説』(216),日本陶磁協会,1971-03. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/7912203> (参照 2024-11-16)
- 30 黒田領治, 小松正衛 編『徳利と盃』,光芸出版,1972. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/12740090> (参照 2024-11-16)

【資料紹介】高山市の接收刀剣関連史料

- 31 黒田陶々庵 編『茶掛け鑑賞』,光芸出版,1972. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/12439532> (参照 2024-11-16)
- 32 日本陶磁協会 [編]『陶説』(229),日本陶磁協会,1972-04. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/7912216> (参照 2024-11-17)
- 33 飯田一雄 著『槍薙刀入門』,光芸出版,1973. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/12424728> (参照 2024-11-17)
- 34 日本陶磁協会 [編]『陶説』(238),日本陶磁協会,1973-01. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/7912225> (参照 2024-11-16)
- 35 日本陶磁協会 [編]『陶説』(244),日本陶磁協会,1973-07. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/7912231> (参照 2024-11-16)
- 36 日本陶磁協会 [編]『陶説』(270),日本陶磁協会,1975-09. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/7912257> (参照 2024-11-30)
- 37 『ぐい呑み楽し』,光芸出版,1976. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/12709774> (参照 2024-11-16)
- 38 光芸出版編集部 編『ぐい呑みのすべて』,光芸出版,1977.12. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/12709806> (参照 2024-11-16)
- 39 光芸出版編集部 編『刀屋入門 : 売り方買い方』,光芸出版,1979.2. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/12424766> (参照 2024-11-17)
- 40 日本陶磁協会 [編]『陶説』(321),日本陶磁協会,1979-12. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/7912308> (参照 2024-11-16)
- 41 岐阜県教育文化財団歴史資料館 編『岐阜県歴史資料館報』(5),岐阜県教育文化財団歴史資料館,1982-03. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/4420848> (参照 2024-11-17)
- 42 日本陶磁協会 [編]『陶説』(370),日本陶磁協会,1984-01. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/7912357> (参照 2024-11-30)
- 43 光芸出版編集部 編『現代陶芸新食器図鑑』,光芸出版,1985.9. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/12744946> (参照 2024-11-16)